

投資信託積立銀行引落サービス約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様とGMOクリック証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間で契約する投資信託受益証券の定時定額買付取引（以下、「投信積立」といいます。）のうち、当社が上記買付けの代金の収納及びその事務を委託する会社（以下、「収納等代行業者」といいます。）の提供する口座振替受付サービス（インターネット方式）を利用した銀行引落による決済サービス（以下、「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条（投信積立）

お客様は、「投資信託積立取引約款」の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。

第3条（申込方法）

お客様は、本サービスの利用を希望する場合、当社が定める方法により申込みを行うものとします。

第4条（利用の制限）

本サービスは、お客様の当社証券口座と本サービスを通じてご指定いただいた決済に係る金融機関（以下、「指定金融機関」といいます。）の口座名義が同一である場合に限り、ご利用になれるものとします。

第5条（口座確認に関する同意）

お客様は、本サービスのお申込みにあたり、前条に定める事項に関し収納等代行業者がお客様の当社証券口座名義を指定金融機関に提供し、証券口座と指定金融機関の口座名義が同一であることを確認することについて同意するものとします。

第6条（収納代行による引落し）

1. お客様は、本サービスのご利用にあたり、投信積立の買付代金について、当社が指定する収納等代行業者に対して収納代行業務および事務代行業務を委託することを了承するものとします。
2. 当社は、毎月所定の営業日に、お客様より設定されている1ヶ月間の投信積立の買付に必要な代金を計算し、収納等代行業者に通知します。
3. 収納等代行業者は、毎月所定の日（休業日にあたる場合は翌営業日）に、前項で計算された金額を指定金融機関の口座から引落します。

4. 収納等代行業者は、前項の引落し代金を、毎月所定の日に（休業日にあたる場合は翌営業日）に当社へ入金します。
5. 当社は、収納等代行業者から当社に入金された前項の代金を、お客様の証券口座に入金します。

第7条（買付の時期）

当社は、前条第5項においてお客様の証券口座に入金した代金を、原則として当該入金日以降に到来する投信積立の買付代金に充当することとします。ただし、申込内容の変更、他商品の買付け、出金および振替等により買付代金が不足したときは、投信積立の一部または全部が買付出来ない場合があります。また、お客様の証券口座に立替金もしくは不足金がある場合には、当該買付より先に立替金もしくは不足金に充当するものとします。

第8条（申込内容の変更）

お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申込内容の変更を行うことができます。

第9条（引落および引落請求の停止）

1. 当社は、お客様の指定金融機関の口座残高が引落金額に満たなかった場合、引落を行わないものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合は、以後の本サービスによる指定金融機関への引落請求を停止するものとします。
 - (1) 前項の理由により、指定金融機関の口座から3回連続で引落ができなかった場合
 - (2) お客様が、当社所定の手続きにより引落の停止を申し入れた場合
 - (3) 指定金融機関の口座からの引落が当該金融機関より不可とされた場合

第10条（引落請求の再開）

お客様は、前条により引落請求が停止された場合、当社所定の手続きにより引落請求を再開できるものとします。

第11条（届出事項の変更）

お客様は、当社および指定金融機関への届出事項に変更があった場合は、速やかに届出るものとします。

第12条（解約）

本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- (2) お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合

- (3) お客様が第 13 条に定める本約款の改正に同意されない場合
- (4) 当社が本サービスの解約を申し出た場合
- (5) 当社が本サービスを営むことができなくなった場合

第 13 条（その他の規程等の準用）

この約款に定めのない事項については、「オンライントレード取扱規程」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「投資信託積立取引約款」その他の規定、約款により取り扱うものとします。

第 14 条（約款の変更）

1. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときは変更されることがあります。
2. 変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、または新たな義務を課すものであるときには、その内容を通知するものとします。
3. 前項の通知は、変更の影響が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によって代えることができるものとします。
4. 第 2 項の通知または前項の掲載が行われた後、所定の期日までに異議のお申し出がないときは、その変更に同意いただいたものとさせていただきます。

以上

平成 29 年 2 月 25 日